

社会福祉法人 杏の郷 役員報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 杏の郷 定款(以下「定款」という。)
第 8 条及び第 2 2 条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 役員等の報酬は無報酬とする。

(改 正)

第 3 条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。